逮捕15回の元少年 働き感謝され決心 立ち直り支援の道

響く言葉かける 信頼できる人に 自分もなれれば

少年院や刑務所を出ても行き場のない人を一時的に引き受ける自立準備ホームの全国組織、一般社団法人「日本自立準備ホーム協議会」が設立された。立ち上げに尽力して代表理事に就いたのは、逮捕歴15回の元非行少年、高坂朝人さん。目指している「加害も被害も減らすための再犯防止」には、何が必要なのか。

日本自立準備ホーム協議会代表理事
高坂（たかさか） 朝人（あさと） さん

1983年生まれ。ＮＰＯ法人「再非行防止サポートセンター愛知」理事長。少年院などでの講演も多い。家族は妻と娘２人。

支援する若者とよくキャッチボールをする。「彼らが信頼できる人を増やすことが大切」

――どうして非行少年や出所者の立ち直りにかかわるようになったのですか。

「僕は広島市の出身ですが、13歳で非行に走り、14歳で暴走族に入りました。窃盗や集団暴走、金庫破りなどをして少年院に2回入りました。21歳からは暴力団の準構成員をしていました」

「24歳のとき、彼女（今の妻）が妊娠し、このままの生活を続けていたら子どもは不幸になると思ったんです。それで、つてのない名古屋に彼女と逃げました。車を売ってアパートを借り、生活のために特別養護老人ホームで介護の仕事に就きました」

「当時は、世の中はお金が全てだと思っていました。でも、そこで価値観が変わりました。話を聞いただけで『ありがとう』と言ってくれるおじいちゃん、おばあちゃんたちがいた。『お金より大切なものがある』『僕でも必要としてもらえる』と思えるようになりました。それまで、自分はずっとダメな人間だと思ってきたので」

「僕自身が犯罪を増やしたので、人生をかけて犯罪を減らす活動をしたいと、2014年にＮＰＯ法人『再非行防止サポートセンター愛知』を立ち上げました。罪を犯してしまった少年たちに、（少年審判の前に収容される）少年鑑別所や少年院にいる時から面会し、社会に戻った後も支援する活動をしています」

■　■

――寝泊まりする場所を提供する自立準備ホーム＝🔑＝は、いつから？

「15年12月に始めました。ＮＰＯの活動の中で、少年院などを出ても帰る場所がない少年たちを引き取る必要に迫られてアパートの部屋を借り、自立準備ホームとして登録しました。入所者は半年までいられ、家賃や食費、光熱費などの本人負担はありません。僕たちは彼らに食事を届け、1日1回は会って話をし、自立の支援をします。今は9室あり、これまでに約80人が入居しました」

「食費や宿泊費など、1人あたり月14万円強の委託費が国から出ますが、運営はとても厳しいです。入所者がいなくても家賃は発生します。夏に逮捕された人がサンダルに軽装のまま寒い時期に出てくるなど、着の身着のまま入ってくる人も珍しくありませんが、被服費は出ません。布団や家具、家電、シャンプーなどの日用品も全部僕たちが用意します。部屋の初期費用で25万円、日用品などは新しい入所者が来るたびに2万～3万円はかかります」

――障害者支援もしています。

「発達障害などがある少年は少なくありません。自立準備ホームは半年しかいられませんが、半年以内に一般就労するのも、その間にアパートを借りる金をためるのも非常に難しいのが実情です。そこで18年に障害者のグループホームも始めました。自立準備ホームからグループホームに移って2～3年ほど生活して、お金をためてから自立しています。20年からは就労継続支援Ｂ型事業所も始めました。自立準備ホームの夜ごはん作り、ストラップやブレスレット作りなどをしています。いずれも必要に迫られて始めたことです」

――今回、自立準備ホームの全国組織を作ったのはなぜですか。

「運営する中で、様々な課題を感じたからです。経済的な問題のほか、退去後の仕事や住まいなどの調整も非常に難しい。ほかのホームはどうしているのだろうと思ったのがきっかけです。自立準備ホームは全国に447カ所あることは分かっていますが、どこでだれが運営しているか法務省は公にしていません。情報交換・連携・学び合いをするための、横のつながりが必要だと考えました。現時点では参加は40団体ですが、仲間を増やしていきたい」

「たとえば今の制度では、県外の人がうちの自立準備ホームを希望しても引き受けられません。逆に、地元の人で、人間関係のない県外で生き直したい人もいます。そうした人を、他県の自立準備ホームに紹介したくても、顔が見える関係でないと難しい」

「また自立準備ホームの利用状況は地域差も大きく、あまり利用されていないエリアもある。住まいが必要な人がいるのに、うまくマッチングされていません。横のつながりを作り、全国のホームが一枚岩となって共通運用を図れればと考えています」

■　■

――全国組織の目指すところは何ですか。

「自立準備ホームは、これまでの更生保護施設だけでは足りないと法務省が始めた制度です。更生保護施設は集団生活が基本で、過去に施設で問題を起こした人などは受け入れを拒否されることもあります。酒や携帯電話は禁止のことが多く、門限があれば深夜のアルバイトはできません。国から費用が出るのだから、それぐらい厳しいのは当然だという意見もあると思いますが、本人にしてみれば『制約が多くて入りたくない』となる。住むところがなければ、再犯の可能性は高まります」

「一方、自立準備ホームは自由度が高い。たとえばうちのホームはアパートで一人暮らしで、20歳以上なら酒もたばこもOKです。宿泊はダメですが、友人が遊びに来るのも構わない。住まいの選択肢は多い方がいいはずです。もちろん更生保護施設の方がいいところもあり、それが合う人もいます。更生保護施設と自立準備ホームの連携が、絶対に必要です」

――具体的なケースでは。

「児童福祉施設で育った18歳の少女の場合、少年鑑別所に入りましたが、壮絶な虐待体験などがあり安定した住まいがありませんでした。それなのに、面接をしても最初は『（自立準備ホームには）行きたくない』。過去に入った施設が、みな携帯禁止など規則が厳しい集団生活だったそうで『嫌だ』と言うのです。うちのホームが割と自由なことを説明して、やっと入所を決めました」

「刑務所では、満期になれば、帰る場所がなくても出所になります。しかし少年院の場合、親に拒否されるなどして帰る場所が決まっていない人は出院できません。少年には何の責任もないのに、出院が延びているのです。更生保護施設と自立準備ホームが連携すれば、こうした少年をゼロにすることができると思っています」

「また、少年院からの出院者を引き受ける場合は、僕らが身元引受人になります。それなのに、事前に少年院に面会に行っても交通費は出ませんし、自立支援に必要になる本人の背景情報も事前には教えてもらえません。一方、保護司や更生保護施設には、交通費も情報も出ています。そうしたことへの問題意識も、全国組織で共有していきたいと考えています」

――罪を犯した人への見方は年々、厳しくなっています。

「少年法の厳罰化は、とても心配です。法改正で、4月からは起訴された18、19歳の特定少年は実名報道が可能になりました。社会に戻ったときに働くチャンスが減ってしまいます。自業自得だという意見もあるでしょうが、立ち直りがさらに難しくなります」

「少年院にいる少年たちは、半分がひとり親家庭で、半数近くが虐待を受けた経験があります。本人だけではどうしようもない環境にいて、非行・犯罪をした少年たちです。彼らをもっと厳しく罰して管理すれば、犯罪をやめるかというと、逆だと思います」

■　■

――立ち直りには、何が必要なのでしょうか。

「僕はＮＰＯ活動に専従する前に、知的障害者のグループホームで9年働きました。中卒であることは話していましたが、入れ墨や犯罪歴は隠していました。非行少年の立ち直りを支援する活動をしていたので、取材を受ける機会があり、小さな新聞記事だから会社にばれないだろうと思って掲載を了承しました。ところが、社長はその記事を読んでいたんです」

「クビになると思いましたが、社長は同僚に『過去に色々あったとしても、今は一生懸命働いてくれているからクビにはしない。もしクレームがあれば守ってやる』と話したと聞きました。本当にありがたかった。いま自分があるのも、社長や同僚のおかげです」

「僕らが支援する人たちが聞きたいのは、正しい言葉ではなく、信頼できる人の言葉です。立ち直りに必要なのは、『犯罪性のない信頼できる人』。かつて僕は『犯罪性のある信頼できる人』が周りに大勢いて悪い道に行きましたが、少年院送致になったとき、涙を流しながら『この子は更生できる』と訴えた家庭裁判所の調査官がいた。そのとき僕は更生する気はなかったのですが、その調査官の姿は今でも覚えています。自分の更生を信じてくれる人がいたからこそ、今の自分がある。自分も、そういう存在になれればと思っています」

（聞き手　編集委員・大久保真紀）

自立準備ホーム

行き場のない、刑務所や少年院からの出所者・出院者を受け入れる宿泊場所。全国に103カ所ある更生保護施設以外にも多様な受け皿を確保するとして、法務省が2011年に導入した。保護観察所に登録した事業者が運営し、保護の委託を受ける。入所者は最長6カ月まで生活でき、食事の提供のほか就労や自立の支援を受ける。20年度は1719人が入所した。

© 朝日新聞社　無断複製転載を禁じます。
すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。